

# 充電設備設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

工事区分及び補助対象軽費となる工事費		急速充電設備		普通充電設備	
合 計		421(426)		237(240)	
<b>(1)充電設備設置工事費</b>					
①充電設備設置工事費	ア.基礎工事費	25		15	
	イ.本体搬入費(離島※1の場合)	3(8)		1.5(4.5)	
②電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎に上限を定める	130		65	
③特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	100		-	
<b>(2)付帯設備設置工事費</b>					
①屋根		50		50※2	
②充電設備防護用部材		8		8	
③電灯		5		5	
<b>(3)その他設置に係る費用※3</b>					
①雑材・消耗品費、養生費		5		5	
②レイアウト検討・図面作成費	図面作成費	10	25	10	20
	レイアウト検討費	10		10	
	電力会社立会・協議費	5※4		-	
③充電スペース造成費		50		50	
④その他労務費		20		17.5	

※1 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。

※2 コンセントスタンド設置時のみ適応する。

※3 「諸経費」は補助対象軽費としない。「(3)その他設置に係る費用」に該当するものは根拠を示すこと。

※4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。

(注)急速充電設備と普通充電設備を一カ所に設置する工事の場合は、急速充電設備設置工事に係る工事費の上限額を採用する。